

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書 3. 1 調査方法書審査の諸課題の抽出対象となる10件程度の事例については、貴省側で指定されるか、受注者側で提案するか、いずれになるでしょうか。また、それらの事例には現地調査及び準備書の審査が終了した案件も含まれるでしょうか。	調査方法書審査の諸課題の抽出対象となる10件程度の事例については、受注者様にご提案いただきます。 また、事例に関してはご認識のとおりです。
2	仕様書 3. 3 試行的な調査方法書審査は、何件程度を対象に実施する想定でしょうか。	2件程度を想定しております。
3	仕様書 3. 3 試行的な調査方法書審査を実施するにあたり、審査の対象とする調査方法書に「令和7年度再エネ海域利用法改正法に基づく海洋環境等調査方法書作成に向けた調査検討等委託業務」の成果物（調査方法書案）も含まれるでしょうか。またその場合、成果物（調査方法書案）はいつ頃入手可能になるでしょうか。	審査の対象に「令和7年度再エネ海域利用法改正法に基づく海洋環境等調査方法書作成に向けた調査検討等委託業務」の成果物（調査方法書案）は想定しておりません。
4	提案書作成・審査要領（4.2 従事者の実績、能力、資格等） 「本業務に従事する主たる担当者」については、複数名記載しても問題ないでしょうか。また、類似業務の実績（件数やその概要）、本業務に関係する能力、資格等が評価対象になるとのことですが、特に重視される項目はありますか。	複数名記載いただいて問題ありません。 重視する項目についてですが、類似業務の実績（件数やその概要）、本業務に関係する能力、資格等も踏まえて総合的に評価させていただきます。
5	提案書作成・審査要領（5 組織の実績） 過去の類似業務として、民間企業から受注した環境影響評価委託業務は対象になるでしょうか。また対象になる場合は、実績を証明するものとして契約書写しが必要となる認識ですが、当該企業（発注者）との守秘義務の観点から、一部を秘匿（伏せ字等）とすることは問題ないでしょうか。	過去の類似業務として、民間企業から受注した環境影響評価委託業務は対象として差し支えありません。 また、一部を秘匿することも問題ありません。